

保護者の皆様へ

川崎市 こども未来局  
保育・幼児教育部 保育対策課

## 現況届（継続認定の手続き）について

本市では、施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）を受けている場合の継続手続きとして、子ども・子育て支援法第30条の7及び子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）第28条の6の規定に基づき、年1回、保護者の保育要件（保育を必要とする事由）を確認するため、「現況届」の提出を求めています。

つきましては、次のとおり書類の御提出をお願いいたします。

### 1 提出が必要となる方

川崎市内に在住し、令和7年度以前（令和8年3月以前）から引き続き、施設等利用給付認定を受けている方

- ・認定開始日が令和8年4月以降の方は次年度以降に対象となります。ただし、きょうだいに令和7年度以前（令和8年3月以前）から引き続き施設等利用給付認定を受けている児童がいる場合には、提出をお願いします。
- ・きょうだいが認可保育所等を継続利用されている場合は、別途手続きが必要です。

※次に該当する方は本手続き不要です（本状が届いた場合は御容赦ください。）。

- ・令和8年4月1日現在、川崎市外にお住まいの方（転居された方）
- ・認定こども園の保育所部分（2号認定）に通園されている方
- ・幼稚園に在園しており、新1号認定を受けている方

### 2 提出書類について

同封の書式を利用いただくほか、保育を必要とすることを証明する書類は、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

- (1) 現況届（保護者の方に御記入いただきます。）対象児童1人につき1枚
- (2) 保育を必要とすることを証明する書類

※保育を必要とする事由により必要書類が異なります。各事由においての**必要書類は裏面**を御参照ください。なお、就労証明書など雇用主等に記入を依頼していただくものもあります。保育を必要とする事由は、本市発行の施設等利用給付認定決定通知書に記載しています。

※複数のお子様認定されている場合は、届出は各児童につき各1部、保育を必要とする書類は世帯につき1部となります。

- ・必要書類のダウンロード先

「幼児教育・保育無償化の継続認定手続き（現況届）について」

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000127436.html>



### 3 提出方法、提出先

「現況届提出フォーム」から提出いただくか、川崎市幼保無償化事務センター宛て郵送してください。

「現況届提出フォーム」はこちら

<https://logoform.jp/form/FUQz/278606>

※「現況届提出フォーム」からの提出の場合、現況届の作成は不要です。

フォームに必要事項を入力いただき、保育を必要とする書類を添付してください。



＜郵送の場合の送付先＞ 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育対策課気付 川崎市幼保無償化事務センター 現況届担当

裏面に続く

#### 4 保育を必要とする事由

保護者の方の 保育を必要とする事由	必要な提出書類等
就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労証明書（令和8年4月1日以降に雇用主が作成したもの） ※会社印等の押印は省略可 ※市ホームページよりダウンロードをお願いします。</li> </ul>
就労 （自営・会社経営等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労証明書（令和8年4月1日以降に作成したもの） ※市ホームページよりダウンロードをお願いします。</li> <li>スケジュール表 ※市ホームページよりダウンロードをお願いします。</li> <li>自営・会社経営の証明書類(写し) 直近の確定申告書(写し)等の「収入を証明するもの」又は、営業許可証(写し)・開業届(写し)・登記簿謄本(写し)等の「自営を証明するもの」のいずれか</li> </ul>
妊娠・出産 （就労中の方は除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳(写し) ※氏名と出産予定日が記載されているページの写し</li> </ul>
疾病・負傷等	<ul style="list-style-type: none"> <li>診断書（医療機関で発行された書面(写し)）</li> </ul>
心身障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳(写し) ※障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をいいます。</li> </ul>
介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護が必要となる証明書（要介護者の診断書、障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)のいずれか）</li> <li>スケジュール表 ※市ホームページよりダウンロードをお願いします。</li> </ul>
就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>在学証明書（令和8年4月1日以降のもの）</li> <li>時間割又はスケジュール表 ※スケジュール表は市ホームページよりダウンロードをお願いします。</li> </ul>
求職活動又は 起業準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書（ただし、3か月間の認定となり、状況が変わらない場合は、それ以降の継続認定はいたしません。） ※市ホームページよりダウンロードをお願いします。</li> </ul>
その他	上記以外に提出の必要な書類がある方は、お住まいの区の区役所児童家庭課までお問い合わせください。

#### 5 必要書類を提出いただけない場合の対応等について

書類の提出が遅れた場合や未提出の場合は、保育の必要性事由等の要件が確認できないため、令和8年4月以降の施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）が終了となりますので御注意ください。

また、書類の提出をいただいた場合であっても保育の必要性事由を満たさない場合は次のとおりとなります。

- (1) 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）に在園している方  
施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）の対象外となり、幼児教育・保育の無償化給付（預かり保育）を受けることができなくなります。  
私学助成幼稚園に在園している方が、保育の必要性事由に該当しない場合は、新1号認定への切り替えを行います（月額25,700円を上限とした無償化給付は引き続き受けられます。）
- (2) 認可外保育施設等その他の対象事業を利用している方  
施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）の対象外となり、幼児教育・保育の無償化給付を受けることができなくなります。

#### 6 提出期限

令和8年 5月20日（水）

#### 【問い合わせ先】

書類の書き方等について

川崎市幼保無償化事務センター

Tel：044-246-2025（対応時間 平日10:00～19:00）